

## 第5回 生活・環境・流通TF 議事概要

1 日時：平成19年9月5日（水） 11:00～12:00

2 会場：永田町合同庁舎 共用第2会議室

3 議題：有識者ヒアリング

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許認可手続きの広域化・効率化
- ・ 再生利用認定制度・広域認定制度の見直し

4 出席者

- ・ 規制改革会議： 本田主査、中条委員
- ・ 有識者：

電機・電子4団体廃棄物リサイクル対策専門委員会

委員長 田代孝尋氏、副委員長 小島久史氏、主査 竹内秀年氏

有限責任中間法人パソコン3R推進センター

事業系PC回収システムWG関係委員会 主査 関 敏範氏

5 議事概要

○本田主査 今日はお足元が悪いところ、また、お忙しいところおいでいただきまして、ありがとうございます。

私どもは「規制改革会議」と申しまして、規制緩和したほうがいいところ、若干強化が必要なところも含めまして、いろいろな改革をすべきではないのかと思うところに関して皆様の御要望をいろいろ賜っております。課題の指摘を各担当官庁さんにさせていただくと同時に、そちらと交渉をして、改定できるものは改定をしていただく合意を取り、それを報告をいたしまして、閣議決定をいただくということをやっているところでございます。

私どもは「生活・環境タスクフォース」というグループなんですが、廃棄物の効率的な処理ができないものかと思っております。これに加えてリサイクル、資源の再活用という観点も含めて、実際皆様方どういったニーズをお持ちなのかということをお伺いしたいと思っております。

排出者、ないしはリサイクルをなさるといってお立場から具体的にこういうところが問題だと思っていられる。こういうところを具体的に調べてほしいというのがございましたら、そういう御指摘を賜ればと思っております。

そちらの方でお話を少し御準備いただいていると承っておりますので、30分ほどお話しをいただきまして、あと30分ほどこちらの方から質問させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田代委員長 電機・電子の4団体の事業所関連の廃棄物リサイクル対策専門委員会ということで委員長をやっております田代ですが、こちらの委員会は事業所から出る廃棄物の処理についての4団体で集まった委員会ということで運営していますので、どちらかと

いうと、製品のリサイクルとかではなくて、出る廃棄物をどうやって処理しようかというような形の委員会になります。ですから、今回のヒアリングについては、主に廃棄物、廃掃法関係の一般的な御要望とか、今回議題になっていますところの廃棄物の収集運搬業の許認可手続の広域化とか効率化の利用者側としての意見ということになりますので、若干、実際に業をやられている方の部分とは違うような形になるかもしれません。

○本田主査 排出者ということですね。

○田代委員長 利用者側というか、そちらの方の認識という形になります。

3人いますので、それぞれというか、こちらの方から要望等は出させていただきますが、誰ということではなくて、やらしていただきたいなと思いますので、補足等あれば随時、あるいは御意見があればお願いしたいなと思います。

一番初めは広域化とか効率化全般の話については、広域化・効率化によって廃棄物処理の費用の適正化等が図られる、あるいは促進されるということが期待されますので、その辺については一般論の話になりますけれども、是非お願いをしたいなと思います。

あと利用者側の話とすると、廃掃法等によって収集運搬、あるいは廃棄物処理業の許可の確認というか、その辺がありますし、収集運搬については、積むところと下ろすところでそれぞれの許可が要りますよということで、非常に収集運搬業者も多くの業者さんをお願いしています。廃棄物の処理もいろんなところをお願いしておりますということで、企業が非常にその辺の、当然許可を受けた業者に委託をするという当たり前の話なんですけど、その辺の確認とかチェックとかに非常に工数なりコストをかけているというのが現実だと思います。その辺のところを何か改善されればいいなと思います。

都道府県とか政令指定都市だとか、100を超えるような許可を出すところがあって、それぞれ許可機関も違いますし、業者ごとでも持っている許可証の期間というのは違ってきますので、非常に一つひとつ全部をチェックするというのは、大変なことになっていますということです。

ですから、許可の単位をもうちょっと大きくするとか、あるいはやり方として、建設業のような形で、例えば複数の都道府県にまたがる場合は、どこかで一括の大臣許可のようなものができるとか、あるいは許可の期間をある程度統一したものでできるとか、もうちょっと電子化とか情報化を進めていただいて、業者ごとにいちいち問い合わせをして、許可証のコピーをもらって確認をしているというのが実態ですから、その辺の部分で効率化が図れば、非常にいいかなと。コストの問題もありますけれども、逆に処理の適正化につながっていくんじゃないかなというところですよ。

あとは一般的に、廃掃法は非常に難しいというか、判断に迷うところがありまして、その辺については実際問題としては、電機・電子の4団体ということで、今もやっているんですけども、廃棄物の解釈につき、団体とすると、加盟している皆さんがあるベースを持って解釈できるようなことをすることによって、同じような処理ができればなということをやっているんですが、行き着くところは最終的には行政に確認をしてということとし

か我々もなかなか対応できないというのが現実です。

行政によっても、御承知のとおり、回答が違う。あるいは同じ行政でも窓口によって回答が違うということもありますので、先ほどの許可の一元化とか広域化とか効率化と同じですけれども、同じような各行政が対応できるような形を取れば非常にこちらも効率的に進められますし、決して楽をして処理しようとしているわけではありませんので、基本的な我々はリサイクルを進めていきたいと思いますということで、最終処分に回すものは少なくしていきたいと思いますということで取り組んでいるんですが、いろんな事情があって、なかなか行き場所がなくなっている廃棄物も現実問題として起きていますので、そういうところが解決できればいいかなというようなところですよ。

○小島副委員長 今、田代委員長が言ったような内容に付け加え、まず、広域化の話ですけれども、一般産業廃棄物というのは、認可元は市町村です。産廃棄物は県で、市町村ですと、規模が小さいということで、例えばサーマル・リサイクルが進まないとか、ごみ処理と高度処理ができないということで非常に残渣が残ってしまう。そのためにうちとしても、なかなか資源のリサイクルとかが進まないというのが1つあります。

もう一点、廃掃法の絡みですけれども、今、うちの工業会で問題になっているのは、下取りの問題で、以前に環境省の課長通知というのがあって、それだと商習慣で同種の製品を無償で引き取る場合は収集運搬業の許可は不要であるということはあるのですが、それをどこまで正確に適用できるかというのはなかなかなくて、廃掃法の逃げ道になっているんですが、例えば家電製品みたいなものだったらそういうのもわかるんですけども、例えばうちで言うとATMとかいう大きなもの、更にもっと大きな電話交換器とかになると、それを本当に適用していいのかなということが課長通知ではわからないので、適用していいのかというのは非常に不明確なところがあるというのがあります。

もう一件は、梱包材の問題です。梱包材で製品をお客さんに納めますけれども、お客さんは梱包材を要らないので持って帰ってくれと言うわけです。梱包材の排出者はだれなのということになると、お金を出したお客様でしょうという話なるんですけども、お客様は梱包材などは要らないんだよ。持って帰れというと、今度は運送業者が持って帰らなきゃいけないわけです。何で運送業者が持ち帰らなければいけないのか。排出者でもないのにということ、この辺は許可もない運送業者が梱包材を廃棄物として持って帰るということも出ていまして、この辺も少し廃掃法上ちょっとグレーなところもあって、本来ならば梱包材はお客さんは当然要らないんだから、持って帰ればいいなという場合もあるんですけども、それがちょっと不明確でだめな場合もあるということもあって、考慮することにはあります。

一応具体的にはその3件です。

○本田主査 すみません。1番目のサーマル・リサイクルの中で残渣が残るという点について、もう少し詳しく教えていただけますか。

○小島副委員長 市町村で田舎ですと、燃やすと、炉によっても高度な炉と悪いものもあ

りますし、サーマル・リサイクル、例えば市とか村になりますと、電気を起こしたりという設備のところもあるわけです。それを県とか大きな広域でやってもらえれば、高度処理ができたり、サーマル・リサイクルみたいなところへ持っていける。そうすると、うちのごみ全体の量も減るし、最終的な資源循環が進むよということもあるんで、そういう小さな単位ではなくて、もっと大きな単位で高度な処理ができるようなところへ一般廃棄物を持って行ければもっといいのかなと思っています。

○本田主査 基本的に一廃業者さんは処理施設が小さいところが多い。

○小島副委員長 限られていますし、市町村なんで許可する相手も限られて、なかなか難しいところがあります。

○本田主査 したがって、一廃の処理業者さんが処理されることによって、残渣がよりたくさん残るとか、サーマル・リサイクルができないという問題があるんですか。

○小島副委員長 あります。

○関参事官 もう少しお伺いします。1つは、御社自身がサーマル・リサイクルの設備を持っていらっしゃるんだけど、それが別の市町村があるから生かされないということなのか。

あるいは御社も一廃業者さんにも出してしまうので、あとはどうなるかわからないけれども、サーマル・リサイクルはその先でもっと進んだ方が例えば御社のCSRとか環境報告書上も非常にいい成果が報告できるとか、いろんなパターンがあると思うんですが、どういうことですか。

○小島副委員長 ゼロエミッションを目指してやっていますので、やはり一般廃棄物業者にお願いするんですけども、そこでの処理の仕方が、例えば残渣が残るような処理の仕方しかできませんよということ、会社自体とかメーカー全体でのごみの廃棄物が多くなって出てしまうので、ゼロエミッションが達成できないとかいうことが出てきます。

○本田主査 2つ目におっしゃったポイントが例の廃掃法の話なんですけれども、先ほどのATM、電話交換器などの事例について、もう少し詳しく教えていただけますか。

○小島副委員長 本来なら産業廃棄物なので、例えば下取りという場合でも、当然排出者、お客様がマニフェストを出して処理しなければいけないんですけども、それが下取りだということで、そのままぼんと出される場合もあるということがあって、それがどの製品まで対象かというのは明確ではない。

○本田主査 下取り対象になるかどうかですね。

○小島副委員長 今それのよりどころになっているのが、環境省の課長通知、衛産79が出ているんですけども、平成12年9月29日、それを頼りにはしているんですけども、それが非常に不明確なんで、どこの製品、どの対象まで下取りを無償で引き取る。更に産業廃棄物収集運搬業は許可は不要であると書いてあるんですけども、どこまで適用していいというのが不明確なんです。

あるお客様は自分のところでマニフェストを切るからいいよと。あるお客様は、とにか

く下取りだから持って帰ってしまえというところもある。

○本田主査 御社としては、できるだけ無償引取の下取りの対象とされたいわけですか。お客さんから引き取ってねと言われたら、ノーとは言いにくいから、とりあえずそこは広目に取っておかれないということですか。

○小島副委員長 廃棄物は欲しくないですね。製品を売るんですからね。本来はお客様がやってねというのが本来の筋なのでしょう。

○本田主査 そこでお客様ともめるくらいなら引き取りたいということですね。

○小島副委員長 それもあります。明確にして欲しいのが1つあります。

○本田主査 あと梱包材の持ち帰りについては、これまでにどこか、誰かが捕まったという事例はありますか。梱包材を普通の配送業者さんが持って帰られると、梱包材だから産廃になるのでしょうか。

○小島副委員長 産業廃棄物になります。木材とかダンボールですからね。

○本田主査 基本的な産廃の収集業者さんではない方が持って帰られるわけですね。

○小島副委員長 その製品を持っていた運送業者が持ち帰るわけです。運送業者が持ち帰ると、本来は違法なんです。

○本田主査 これに関して、だれかが捕まったという話はあるんですか。

○小島副委員長 捕まっていないと思います。

○本田主査 これも明確にして欲しい。

○小島副委員長 明確にしてほしいです。それでいいならいいで、堂々とやればいいんですし、いけないという人もいるし、そこは不明確です。

○本田主査 わかりました。ありがとうございます。こういう具体的な話が非常に私どもも助かります。環境省さんもリーズナブルな範囲でリサイクルもされたいとおっしゃっておられるので、できればこういう話でお教えいただくとありがたいです。

○竹内主査 副委員長の小島が話した内容は今日のお話しにそぐうかどうかわからなかったんですが、電機・電子4団体でそういった事例をまとめて、法律の解釈の勉強をしております。困っているケースはいろいろあります。今、先生方がおっしゃったように、実際に摘発されたケースというよりも、今、電気・電子4団体の会員クラスの企業になりますと、CSRとかコンプライアンスということを言われていて、法令を遵守しなくちゃいけない。法令を遵守するときに、どういう状態が遵守したことになるのか法令の解釈をきちっとしないとイケない。その解釈が難しいという問題であります。

今、小島が説明したところが実は顕著なところでございまして、あるいは今日の再生利用認定とか広域認定に関わる部分かもしれませんが、我々排出事業者という立場以外に、お客様にお売りした製品、使用済みになったものを引き取れと言われるケースがある。この場合引き取っていいのか悪いのかというところが法律の分かれ道ということになります。

むやみやたらに引き取っても、お客様に迷惑がかかる場合がある。適正に処理しなくち

やいけない。適正に処理するためにはお金が要る。お金をいただいてしまうと、これは廃棄物収集運搬業の許可、あるいは廃棄物処分業の許可が必要になるんじゃないか。実際には引き取ってきて許可業者さんにお渡しするような仲介役をやっているわけですし、そういった場合に許可が必要なのか必要じゃないのかという問題があります。

廃棄物処理法のどこを読んでもそこは書いてございませんので、例えば自治体に聞きにいくと解釈が分かれる。環境省に行っても、ペーパーでは回答をいただけない。こういう問題になっているということでもあります。

先ほど委員長の田代の方の補足ですけれども、産廃の収集運搬業の広域化、効率化ということで補足しますと、我々排出事業者の立場では、遵法という、まずマニフェストを出すこと、それから処理委託基準、法定の契約書を交わして、それに業者さんの許可証を添付することが求められています。その要件を逸脱すると違法という判断がなされます。添付する許可証なんですけれども、この部分で都道府県ごと、あるいは政令市ごとに出されている許可証の期限がまちまちです。業者さんの御都合でいろんな時期に申請されるものですから、許可期限がずれているんです。

そうすると、契約書を棚卸しすると、許可期限が切れている許可証を添付しているケースが散見されます。実質的には新しい許可証を取り寄せるということで、また法律適合ということになるんですけれども、今の廃棄物処理法の法定受託事務で自治体に許可権限を与えていることで、一方で排出業者に与えている処理委託基準、これを組み合わせると、排出事業者の法令違反を誘発してしまうような構造的な問題があると理解しています。

ですから、例えば多数の都道府県の許可をお持ちの業者さんについては、例えばその許可の更新時期を一本化するとか、地域をある程度まとめていただくということで、排出事業者側の法令違反のリスクも減らすことができるのではないかと期待しております。コンプライアンスという意味では、それがまず申し上げたいことです。

○本田主査 広域化という観点からは、具体的にどういう場合に、どう困るという事例を教えていただけると大変ありがたいです。例えば工場がまたがって建っている場合、県境にある工場が困っているなどという場合はありますでしょうか。

○竹内主査 話が脱線するかもしれませんが、そうすると、産廃よりも一般廃棄物の方が、当該市町村で許可を受けた業者さんに、事業所から出る産廃では一般廃棄物については、一般廃棄物を処理できるものに引き渡すことというのが法律で定められておりますけれども、隣の市町村には適正にリサイクルできる一般廃棄物処理業者がいるのに、その事業所が所在する市町村にその技術がない場合には、小島が言ったように、指をくわえてリサイクルできない方に引き渡すしかない状況になっているのかなと思います。

○本田主査 具体的にはどういう技術がないために、どうリサイクルができないという場合があるのでしょうか。

○竹内主査 例えば紙くずなどの場合には、一般廃棄物の場合には焼却することが一番一般的だと思いますけれども、それをリサイクルすると古紙問屋さんみたいな、一般廃棄物

処理業をお持ちの古紙回収業者さんに引き渡せないとか、一般廃棄物処理業の収集運搬業を持つ、紙くずの収集運搬業の許可を持っていないから燃やしているということですか、具体的にこの事業所の事例ということは挙げられないんですけれども、そういったことが考えられます。

○本田主査 一廃の処理業者さんというのは、普通のは古紙回収業者の認定を受けていらっしゃるらないので、基本的にはしょうがないから燃やしているということですか。

○竹内主査 そこら辺が曖昧で我々もつかみ切れていないところがあります。それは我々の努力不足ではあります。

○本田主査 ほかにもこの手の事例というのはあるのでしょうか。

○関主査 有限責任中間法人パソコン3R推進センターの主査のNEC関と申します。

パソコン3R推進センターというのは、社団法人の電子情報技術産業協会（JEITA）の関連団体です。

私からは、排出者側ではなく、実際にお客様から回収する部分、廃棄物処理業者としての受託側のお話をさせていただきたいと思います。特にその中で広域認定の制度についての問題点と、それに伴った引き取りという場面の廃掃法の問題の2つお話しさせていただきます。

お持ちした資料は、広域認定制度に関する規制改革の要望について、3年前から同じ内容で、経団連さんを通じて提案させていただいている内容です。

提案事項については、お手元の資料の2枚目の2ページにありますように、通常の申請フォーマットに細かい内容が書いており、それに関連する各章の資料を添付しています。これを全部説明しますと、時間がかかってしまいますので、概要をお話ししたいと思います。

まず、広域認定制度について、現状、パソコンでは2001年4月に資源有効利用促進法の改正によりメーカーによる回収義務が制定されましたが、その対応を目的として業界内で「パソコン3R推進センター」を設立しました。加盟メーカー全体で、年間100万台ほどのパソコンを回収しています。

パソコンを回収する上では、廃掃法の基準がかかりますので、各メーカーは広域認定制度の資格を取得して引き取り、リサイクルを行っています。

パソコンは、排出者によって家庭系と法人系に区分できますが、先ほど100万台のうち、3割程度が家庭系、7割くらいが事業系という比率になっています。特に本日は、事業系のお話をさせていただこうと思います。

1つ目は、現在、各メーカーは事業系パソコンを回収するために、産業廃棄物の広域認定制度の資格を取得し運用を行っておりますが、回収の対象はパソコンだけではなく、IT機器全般を回収しているのが実態です。

回収しているIT機器には、コンピュータなどの情報処理機器や、交換機や無線装置などの通信機器があります。

IT機器については、年間5万トンくらいの物量を、各メーカーで回収しているという状態になっています。

広域認定制度は、メーカーが製造した自社製品を回収し再資源化するという主旨でつくられています。しかし、実際に例えばパソコンのシステムを回収するとか、通信機のシステムを回収するといった場合には、同じパソコンや通信機でも、他社製品が混じるという場合が多分にございます。具体例として、パソコンのLANシステムを組もうとした場合、パソコンは自社製品ですが、ルーター等のLANに関する設備やサーバが別メーカー製品というのは多分にございます。そのような中で各メーカーが回収する場合、基本的には自社製品が対象になりますが、環境省さんの基準では、やむを得ず同一性状の他社製品が含まれた場合には、それは回収してよいとされています。「やむを得ず」という言葉による基準になっています。

このやむを得ずという言葉は、2004年頃から各メーカーが頂いている認定証に記載された言葉です。その以前から、他社製品の件は業界の方から環境省さんの方に意見書を提出しており、当初は他社製品も回収できるという見解がありましたが、その後話が変わり、やむを得ずという規制が認定証に追加されております。

もう一つ例を挙げますが、官庁さんのパソコンシステムを入れ替える際に、古い製品の引取り／回収の依頼を必ず受けますが、古い製品が全て他社製のパソコンという場合が良くあります。

これはメーカーが入れ替わるというリプレースの形態ですが、他社製品を回収できないと、お客さん側の迷惑にもなってしまいます。メーカー側は他社製品であっても、同一性状のパソコンであれば何ら問題なく回収リサイクルを行うことが可能ですが、現状は他社製品の為、回収できません。

この様な事から、3年前から規制改革要望にて、メーカーが認定を受けている製品種と同一性状の製品であれば、他社製品であっても回収できるように依頼をしております。環境省さんからは、元々広域認定制度というのが拡大生産者責任の観点でできているので、他社製品の回収は不可という回答をいただいております。拡大生産者責任の目的というのは、リサイクルの促進や適正処理というのが1つの大きな事項としてあると思いますが、他社製品を回収しても適正処理についても特に問題は発生せず、リサイクルも促進されると考えます。

また、最近よく海外に電気製品が流れて捨てられてしまうという問題を耳にしますが、少なくともメーカーの回収リサイクルルートであれば、この様な問題は発生しません。

更に、引取り回収時の運搬効率に関連する、経済効率やCO<sub>2</sub>発生抑制等を考えても、同一性状の製品であれば、製造メーカーを問わず回収できるような方向を検討していただけるようお願い申し上げます。

2つ目は、廃掃法の原則として、排出事業者（占有者）が責任を持って廃棄物を捨てるという基準があります。この事については何ら異論はありません。

その中で、建設廃棄物については、工事を行った元請業者が排出事業者となるという規  
準（特例）があります。

通常電機メーカーがシステムを納めるときには、電気設置工事という形態で情報処理/  
通信機器の導入を行う場合がありますが、「工事だから建設廃棄物として元請業者で古い  
情報処理／通信機器を捨てて欲しい」という依頼をよく受けます。このような場合には、  
メーカー側としても、「コンプライアンスは必ず守るという考えでおりますので、基本的  
には工事であっても情報処理／通信機器は建設廃棄物ではないので、占有者が排出事業者  
となって廃掃法の基準に従い処理して欲しい」と依頼します。ところが、建設廃棄物の基準  
は環境省さんの通知文等で解説はされていますが、建設廃棄物がどこまでかという部分が  
明確ではありません。建設廃棄物の主旨というのは、基本的にゼネコンさんとかが行うよ  
うな建物（構築物）の廃棄物を対象としていると考えられますが、その部分をお客様の方  
で工事ということで混同されている場合があります、ビジネス・商談を行う上で非常に戸惑う  
ところがあります。従って、建設廃棄物という位置づけを明確化していただきたいと思いま  
す。

○本田主査 電気設置工事から出る廃棄物も、建設廃棄物と認めて欲しいということでは  
しょうか。

○関主査 明確にしてほしいと考えております。

○本田主査 どっちでもいいというお立場でしょうか。

○関主査 廃掃法の原則は、排出する者（＝占有者）が責任を持って廃棄する事だと思  
いますので、特例の部分の明確にさせていただいた上で、コンプライアンスの確実な運用を行  
いたいと考えております。先ほど申し上げましたように、特例の部分を拡大解釈してしま  
った結果、仮に違反となってしまうと、メーカー自身のみならずお客様にも迷惑になっ  
てしまうので、その様な事態は確実に避けたいと思います。

○中条委員 今日は電機メーカーの方にお話を伺っているわけですが、工事のとき、建設  
廃棄物に入らないもので、建設のときに発生する廃棄物というのは、電気関係が多いんで  
しょうかね。ほかの業種もございますか。

○中条委員 もし御存じだったら教えていただきたくんですけども、ほかの業界でも困っ  
ているというのはありますか。建設現場で建設廃棄物にならない廃棄物は、電気工事のほ  
かにありますか。

○関主査 例えばビルの中に設置されている家具、備品や機械設備等も同じ状況だと思  
います。ただ、どう対応されているというのはわかりません。

○中条委員 そういう場合に、例えば日立さんが納品したら、実は東芝さんの製品が廃棄  
物で出てきましたと。お互いに連絡をしてお願いするということは、かなり複雑な手続に  
なりますか。

○関主査 ご質問は、一つ目の他社製品の扱いに関する課題だと思いますが、引取る製品  
の製造者が1社とは限らない場合もあり、煩雑になると思います。また、入札などの案件

ですと必ず古い物の引き取り、適正処理というのが仕様書に書かれており、古い製品が他社製品の場合は非常に困ります。

○中条委員 入札のときに、落札したところが処分するということではないですね。

○関主査 落札したところが処分というのが仕様書に書かれています。

○中条委員 入札の条件に書かれているということは、何が書かれているんですか。

○関主査 古い製品を、廃掃法に基づき適正に処理する旨が書かれています。

○中条委員 古い方のメーカーが処理をするんだと。

○本田主査 落札した業者が、例えば慶応大学でパソコンシステムを入れられるんだったら、慶応大学入札書類の中に落札者が古い物の引き取り、適切処理をするようにという条件が入っているということです。

○中条委員 入っているんだったら、そのとおりに引き取れはいいわけですね。

○関主査 それが他社製品の場合はできません。

○本田主査 できないんです。

○中条委員 そうじゃなくて、それは入札が間違っているということですか。条件が間違っているということですか。

○関主査 入札の条件では、古い製品のメーカーしか受託できないということです。

○中条委員 そうということですか。要するに、そういう入札を本来廃掃法に照らして考えれば、やっちゃいけないことをやっているということですね。

○本田主査 無理な要求なんですね。

○中条委員 わかりました。

○本田主査 この広域認定の中の他社製品の回収で、この資料では情報処理機器と通信機器に限定して書いていらっしゃるけれども、これ以外でも何かありますか。例えば皆様方の御勤務先は他のものも作っておられて、かつ、割と互換性があるような製品もお作りになっているようですが、情報処理機器と通信機器以外にも何かありますか。

○関主査 家電製品は家電リサイクルで動いています。

○竹内主査 家電は家電リサイクルですね。バッテリーなどはどうですか。二次電池とかはどうですか。

○本田主査 バッテリーなどは、自動車工業会さんからも、同じような御指摘を受けていまして、処理が難しいし、もう少し一緒に回収できないかと。

○田代委員長 我々の業界は情報とかいう機器で広域認定を受けているという感じですか。

○本田主査 電池も広域認定を受ければ一緒に回収してもいいということでしょうか。

○関主査 情報処理／通信機器の中に入っている電池なども当然ありますので、情報処理機器のバッテリーでしたら、回収は行っています。

○本田主査 では、バッテリー単体ではなくて、情報処理／通信機器の中に含まれるバッテリーなんですね。

○関主査 情報処理／通信機器に含めれる、もしくは同機器で使用していたバッテリーを

回収しています。

○本田主査 自動車用バッテリーは全く違うと。

○関主査 回収ルートは別です。小型二次電池は、電池工業会さんがつくっている回収ルートもあります。小型の充電式電池で、電動工具等いろいろな機器の電池が対象です。

○竹内主査 J B R C の仕組みは広域認定を取っているんじゃないですか。

○関主査 産廃の広域認定は取られました。

○中条委員 それはそういう話ですね。パソコン関係の情報機器に関しては、これは広域化の話ですね。例えば A T M というのは情報機器ではないんですか。今どき情報機器ではない機械というのは余りないですね。

○小島副委員長 A T M も当然情報企業ですね。

○本田主査 ここで言う情報処理機器及び通信機器に A T M は入るのでしょうか。

○中条委員 あれは通信機器でしょう。

○小島副委員長 A T M は通信していますね。

○本田主査 入るのですか。

○小島副委員長 あれは通信機器です。

○中条委員 そうすると、広域化の問題でもあるんですね。それは他社の物を回収するという話は余りないですか。

○小島副委員長 やりますよ。他社のものを回収しています。

○関主査 先ほどの下取りの話は、確かに広域認定と非常に密接なところがありますが、その前段階で、私が申し上げた建廃の問題と同じで、要は排出事業者がだれになるかという問題点でよろしいですね。

○小島副委員長 そうですね。排出者がだれか。

○中条委員 排出者がだれになるかという話が不明確であるという話ですね。それとも一つは、それとは別に他社製品を回収できるかどうかという話が入るんですね。

○関参事官 J B R C というのは、いろんなメーカーさんで一緒につくられた組合のようなものですか。

○関主査 電池メーカー、もしくは電池を私用している機器のメーカーが会員となり、有限責任中間法人を構成しています。

○関参事官 それは1つの法人格を持っているので、バッテリーとしてはいろんなメーカーのバッテリーが入っているんだけど、全部まとめて広域認定を取っているということですか。

○関主査 そうです。

○関参事官 例えばパソコンについてそういうものをつくろうとか、そういう動きというのは今のところないんでしょうか。

○関主査 I T 機器メーカーの場合は、資源有効利用促進法が2001年にできる前から引き取り業務を行っており各社の回収処理ルートが確立されていました。これを合併した場合、

申請面やメンテナンス面で非常に煩雑となり、現実的には難しい面があります。

○中条委員 他社製品はだめだという論拠の部分というのはどこにあるんですかね。

○関主査 論拠は先ほど申し上げましたが、もともと拡大生産者責任の思想でつくられた特例制度ですので、基本的にはそのメーカーが自分のつくった製品を回収しなければならないということです。

○中条委員 単純にそこにこだわっているということですかね。

○関主査 そうです。

○中条委員 それを他社製品でも回収してもいいよということになると、自分のところをきちんと回収しなくなるという論理があるということですかね。他社製品を回収してもいいよということは、通常論理的に考えれば、より回収が容易になるということなんで、だから、回収という点ではむしろベターだと普通の人は考えますね。我々もそうだと思うって、おかしいなと言っているわけですが、そうじゃないというのは、別の論拠がきっとあるはずですよ。

○関主査 単純にそのメーカーが他のメーカーの製品を回収してリサイクルしようとしても、中身を知らないので適正に処理できないという論拠をお聞きしています。例えば有害物質が入っていて、それをちゃんと処理できるんですかというお考えがあるようです。

実際には、他社製の機器を回収して、有害物があって処理が困ることは殆どありません。例えばプリント基板の鉛がありますが、適正処理に関しては全く問題ありません。どこのメーカーが処理を行っても同じルートで処理されます。

また1つ考えられるのが、水銀リレー等の水銀が入った部品が仮にあった場合、確かにどこに入っているかがわからないと取り出しができませんので、困る場合があります。ただ、現在はIT機器で水銀リレーはほとんど使われていません。従って、他社製品も全く問題なく処理できるというのが現実です。

○中条委員 メーカーは廃棄物処理業者の免許を持っていないから、そういう有害物等について知識がないので、そういうドジをしてしまうかもしれないということなんですかね。

○関主査 メーカーは製品の有害物含有に関する情報やその処理方法を把握しています。またそれらを適切に処理できる廃棄物処理業者を選定し処理を行っています。

○中条委員 メーカーだからできないということは、恐らく私はないと思うんです。

○関主査 おっしゃるとおりです。

○中条委員 これは関さんに聞いてもしようがないんですけども、環境省に聞く話だよな。

○本田主査 この要望理由に細かく書いていただいているようなことを、私たちが主張していけば良いわけですね。

○中条委員 そういうことですね。

○本田主査 そういう意味では、さっきお聞きした情報処理通信機器というのはいいんですけども、さすがに原発のシステムは他社製品は引き取りができないと思います。ただ、

このような事例の間にあるもので、他に皆様方が属されるような会社で作っていらして、広域回収すべきものというのではないのでしょうか。

なぜこんなことを申しているかという、基本的に排出者においても手間がかかりますね。メーカーにおいても手間がかかりますね。トラックが何回も行来すると、またCO<sub>2</sub>がたくさん出ますね。そういう形で社会コストを考えると、1回で済むものは済ませた方がいいんです。情報通信機器は大変よくわかりましたし、家電リサイクル法も、そういう意味ではわかっているつもりなんです、ほかに何かニーズないのでしょうか。電池はもうやられているということですね。

○中条委員 エレベーターなどはどうですか。

○小島副委員長 エレベーターとエスカレーターは、建設法の工事が伴うんですね。エレベーターを入れるには、建物の壁を壊して、階段を全部さらって、それで取りますので、かなり大きいんで、普通はお客様は大体古いものは排出されますね。かなり大きな現地工事もあるんで、これはかなりしっかりしていますので、それほど大きな問題にはなっていないと思っています。現地工事も大きいのが入りますので、下取りという話ではなくなってしまうからね。

○中条委員 そのくらい大きくなると、むしろ問題がなくなってしまうということですか。

○小島副委員長 逆に問題がなくなってしまう。結構法律で縛られてきますからね。大規模な現地工事が入るようなものはほとんど問題にならないと思うんです。

○本田主査 今のお話ですと、ATMも電話交換器も、情報処理通信機器に入るので問題ないと。ルーターも全部そのカテゴリーにどんと入るわけですね。

○小島副委員長 ATMであるのは、自社製品で持ち帰って来て、再使用ができるんです。今は大体3割か4割くらい再使用するんです。ゴムみたいなものは替えてまたできる。自社製品が来れば有利なだけけれども、他社製品が来てしまうと、こんなの再使用できないよねという形になって、それも結構問題は出てまいります。

○事務局 駅の自動改札とか、民間企業でもコンプライアンスやセキュリティーの観点から自動改札のようなゲートを設置する会社が多いですね。

○竹内主査 入退場ゲートというものです。

○事務局 ああいう製品は、産業はどこに分類されるんですか。

○関主査 情報系ですかね。

○小島副委員長 切符販売とかですね。

○本田主査 そこが相当広いんですね。

○小島副委員長 お金を使うところはブラックボックス的なところがあって、お金の読み取りとかはちょっと難しいところがあります。

○中条委員 タクシーのメーターとかを一斉に取り替えるときとかね。

○竹内主査 我々の業界の中にもパチンコ台をつくっているところもありますし、例えば自動車業界と電気・電子業界を比較したときに何が違うかという、扱う製品の幅の広さ

というか、種類の多さが違う製品の数だけ悩みがあるということを御理解いただければと思うんです。

○本田主査　そういう観点で今日のところは情報処理機器、通信機器というので承ったんですが、ほかにも類似のものがございましたら、是非お教えいただきたい。

○本田主査　何かほかに事務局の方から御質問ございますか。

では、今日はお忙しいところどうもありがとうございました。また、どうぞよろしくお願いたします。